

「国民年金事務及び特別障害給付金に関する事務」 に対するパブリックコメントの実施について

1 パブリックコメントの目的

対象人数の増加によりしきい値判断の結果に変更が生じ、新たに全項目評価の対象となったため評価書を修正した。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」に基づき、今回「国民年金事務及び特別障害給付金に関する事務」における個人情報保護評価書（再評価案）に対するパブリックコメントを実施する。

2 事務処理の流れ

(1) 特定個人情報保護評価一次点検

令和7年12月2日から令和8年1月9日までの期間において、第三者点検委員による一次点検を行った。

(2) パブリックコメント実施

下記の期間でパブリックコメントを実施し、区民等からの意見を募集する。

(3) 特定個人情報保護評価二次点検

パブリックコメントの意見を反映し、第三者点検委員会において二次点検を行う。

(4) 特定個人情報保護評価書の公表

令和8年4月評価書公表予定

3 パブリックコメント

(1) 募集期間

令和8年2月12日（木）から令和8年3月13日（金）まで

(2) 閲覧場所

区政情報コーナー、区ホームページ、国保年金課、特別出張所

4 意見の提出方法

国保年金課宛てに郵送、ファクシミリ、電子申請サービスまたは持参

5 意見への対応

提出意見の要旨及び意見に対する区の考え方を、区のホームページに公表する。